

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 昭和六十年十月一日規則第六十二号 (登録申請書の添付書類)</p> <p>第三条 条例第四条第二項第四号の規則で定める書類又は図面は、次の各号に掲げるものとする。<u>ただし、第三号の書類については、条例規第三条第三項の登録の更新の場合に限る。</u></p> <p>一 (略)</p> <p><u>二 登録の有効期間における浄化槽管理士の研修計画</u></p> <p><u>三 浄化槽管理士の研修の受講証明書の写し(直近の登録の有効期間内に受講した研修の受講証明書に限る。)</u></p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 前項第三号の規定にかかわらず、<u>条例第十二条第五項ただし書に定める場合には、同号の書類の添付を要しない。</u></p>	<p>○広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 昭和六十年十月一日規則第六十二号 (登録申請書の添付書類)</p> <p>第三条 条例第四条第二項第四号の規則で定める書類又は図面は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二～四 (略)</p>

別記様式第一号、別記様式第三号から別記様式第十号までの様式及び別記様式第十二号から別記様式第十五号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第三条第一項第三号の規定にかかわらず、施行日において広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第三条第一項又は第三項の規定により登録又は更新の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、施行日から当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、新規則第三条第一項第三号の規定は、適用しない。